

令和5年5月発覚の国会元職員による不祥事案に対する刑事告訴等について
 (社会福祉法人 小山町社会福祉協議会)

I 告訴関係

1 告訴団体

- (1) 社会福祉法人小山町社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人静岡県共同募金会 小山町共同募金委員会
- (3) 小山町遺族会
- (4) 小山町シニアクラブ連合会
- (5) 小山町赤十字奉仕団

2 違法な職務行為の概要

令和5年5月に事務委託団体からの指摘があり、内部調査を行ったところ、私的な流用、違法行為隠蔽のための不適切な会計処理や自己資金の充当などが発覚しました。また、業務執行の怠慢による損害額の発生もありました。

違法行為及び業務執行怠慢による損害の金額は4,889,261円となりましたが、本人が違法行為を隠蔽するため、違法行為後一部弁済したことにより実質3,383,515円の被害額となりました。

(単位:円)

	団 体 名	違法行為等による損害金額	在職中の弁済済の額	実質の被害額
1	社会福祉法人小山町社会福祉協議会	875,636円		875,636円
2	社会福祉法人静岡県共同募金会 小山町共同募金委員会	699,614円		699,614円
3	小山町遺族会	1,254,849円	1,010,349円	244,500円
4	小山町シニアクラブ連合会	1,090,972円		1,090,972円
5	小山町赤十字奉仕団	968,190円	495,397円	472,793円
	計	4,889,261円	1,505,746円	3,383,515円

- 3 告訴状(資料)提出日 御殿場警察署に令和6年4月3日に提出しました。

II 本事案発生に伴う損害賠償額

今回不祥事への対応のための経費(弁護士費用、職員時間外、会議費、旅費等)である2,153,855円を損害賠償として請求しました。

III 実質被害額の返還及び損害賠償額の支払い

2月26日に、代理人弁護士名で各団体口座に全額入金がありました。

IV 本会の対応

- ・ 内部調査の結果、私的流用の事実が確認され、元職員もその事実を認めたため、本会内手続きを経るとともに労働基準監督署の認定を受け懲戒解雇しました。
- ・ 本事案の発覚後、本会本部職員を動員し内部調査を2か月以上にわたり行いました。捜査当局に相談するとともに、弁護士と協議し、刑事告訴に向けて事務を進めました。
- ・ 本事案の原因究明及び再発防止対策について客観的な評価及び検証を行うため、不祥事再発防止対策検討委員会を設置し、第1回会議を9月7日（木）開催後、計3回にわたり会議を開催しました。その結果、3月29日（金）に答申をいただきました。

V 原因

- ・ 元職員の倫理観及びコンプライアンス意識の一部欠如並びに業務に対する過度な甘えがあったことが考えられます。
- ・ 管理監督者としてのコンプライアンス意識が希薄であったため、組織としての内部牽制機能が働いていませんでした。
- ・ 本会経理規程及び同細則に則る会計処理が、一部なされていませんでした。

VI 再発防止策

- ・ コンプライアンス及び会計事務に関する研修会を定期的を実施します。
- ・ 内部牽制機能が働くように、事務処理手続きを見直しています。
- ・ 本会経理規程及び同細則に則る会計処理手続きを、再構築しています。
- ・ 会計業務を受託していない事務受託団体については、本会が作成した「監査時のチェックポイント」を配布し、会計監査の参考にしていただきます。
- ・ 税理士による会計監査を実施します。

VII 関係者の懲戒処分について

令和5年6月1日現在在職していた会長等の懲戒処分内容

当時の会長	令和5年 6月7日付 け	報酬 10分の1減額（1か月）
当時の事務局長		減給 10分の1（1か月）
部門責任者		けん責

※当時の会長 R5. 4. 1～R5. 6. 26在職

※当時の事務局長 H24. 4. 1～R5. 7. 26事務局長職

VIII 元職員について

年齢・性別	30歳代・男性
勤続年数	11年2か月（平成24年4月採用）
所属	地域福祉推進事業部門
主な担当業務 （令和4年度）	(1) ボランティア活動推進 (2) 高齢者向け配食サービス「おまち堂」 (3) 住民参加型福祉サービス「オンリーユー」 (4) 事務受託団体 事務局 小山町共同募金委員会、小山町遺族会 小山町シニアクラブ連合会 小山町赤十字奉仕団 小山町母子寡婦福祉会
懲戒処分内容	令和5年4月12日付け けん責処分 令和5年5月24日付け 停職（10日間） 令和5年6月14日付け（労基署の認定受理日） 懲戒解雇

IX 経緯の概要

令和4年12月

高齢者配食サービス「おまち堂」の弁当チケット代未収金発覚

当時の事務局長が、担当していた元職員に徴収するように指示した。

令和5年3月中旬

当時の事務局長が、担当していた元職員に弁当チケット販売状況の調査を指示した。

令和5年4月12日

元職員からの調査結果を聞き取り、「職務怠慢」として「けん責処分」をおこなった。

令和5年5月23日

遺族会会計監査を遺族会が実施していたときに、遺族会会長より当時の事務局長に対して、「横領」の事実を指摘された。

当時の事務局長が小山町赤十字奉仕団から事情聴取し、横領の事実が判明した。

令和5年5月24日

小山町シニアクラブ連合会に対する横領の事実が判明した。

令和5年5月26日及び29日

当時の会長及び当時の事務局長が、元職員及び元職員の家族から事情聴取した。

令和5年6月8日

当時の会長及び当時の事務局長が、元職員及び元職員の家族に対して横領について説明した。

令和5年6月11日

小山町共同募金委員会に対する横領の事実が判明した。

令和5年6月12日

静岡県共同募金会における特別調査が実施された。

御殿場警察署に相談した。

令和5年6月13日

静岡県社会福祉協議会による特別調査（22日にも実施された。）及び静岡県による特別調査が実施された。

小山町社会福祉協議会理事会にて刑事告訴をすることを決定した。その際、関係者の懲戒処分の結果を説明した。

令和5年6月14日

元職員を懲戒解雇処分した。

令和5年6月15日

県による特別指導監査が実施された。（これ以降数回にわたり実施された。）

令和5年6月19日

静岡県社会福祉協議会の緊急会議に当時の事務局長が出席し、状況を説明した後、小山町社会福祉協議会に帰社しなかった。この日以降出勤することなく、年次有給休暇、休職を経て退職した。そのため、当時の事務局長に対して事情を聴くことはできなかった。

令和5年6月20日

町関係課による調査が実施された。

令和5年6月26日

小山町社会福祉協議会担当弁護士と、告訴に関する相談を行った。

令和5年6月27日

小山町社会福祉協議会の理事が改選され、会長が交代し新体制となった。

令和5年6月28日

小山町監査委員による特別調査が実施された。

御殿場警察署に相談した。

令和5年7月11日

日本赤十字社静岡支部による現地調査が実施された。

令和5年7月27日

当時の事務局長から辞任届が提出され、事務局長が交代した。

令和5年8月17日

元職員及び元職員担当弁護士並びに小山町社会福祉協議会及び小山町社会福祉協議会担当弁護士が一堂に会して、元職員への事情聴取を実施した。これ以降、弁護士間において文書によるやり取りをおこなった。

令和5年9月7日

第1回不祥事再発防止対策検討委員会（不祥事の起きた際の社協内の事務状況の説明及びそれに対する意見聴取）を開催し、12月1日に第2回不祥事再発防止対策検討委員会（不祥事再発防止対策に関する諮問及びそれに対する協議）を、2月6日に第3回不祥事再発防止対策検討委員会（不祥事再発防止対策に関する答申の協議）を開催した。

令和6年3月29日

不祥事再発防止対策検討委員会から答申をいただいた。

- 不祥事再発防止対策の体系
- 1 職員としての倫理意識の向上
 - (1)倫理観の向上
 - (2)書類保管意識の向上
 - (3)懲戒処分規定の厳格化
- 2 組織運営体制の見直し
 - (1)業務体制の見直し
 - (2)職場内コミュニケーションの充実
 - (3)業務目標の明確化
 - (4)規定の整備
 - (5)担当事務の長期化対策
- 3 会計処理業務の見直し
 - (1)会計事務処理能力の向上
 - (2)金庫等の施錠管理の徹底
 - (3)通帳・印鑑の管理の徹底
 - (4)現金取り扱いの方法の明確化
 - (5)領収書及びチケット管理の徹底
 - (6)団体事務に係る現金取り扱いの可視化
 - (7)内部検査の充実
 - (8)外部人材による会計監査等の実施

令和6年4月3日

御殿場警察署に、告訴状(資料)を提出した。